

綾瀬市審議会等の委員への女性の登用推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、あやせ男女共同参画プランに基づき、審議会等への女性の登用を推進することにより、政策・方針の決定までの過程に女性の意見を反映させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、法律又は条例によって設置される附属機関及び規則又は要綱によって設置される協議会等をいう。

2 この要綱において「委員」とは、審議会等の構成員をいう。

(目標)

第3条 審議会等の委員への女性の登用については、おおむね男女同数で構成されることを目指し、当面、40パーセント以上になることを目標とする。

(登用の推進)

第4条 審議会等を所管する課長等は、審議会等への女性の積極的な登用を図る際には、次の事項に留意するものとする。

- (1) 学識者委員についての、女性の登用に努めること。
- (2) 団体代表の委員については、団体の長等の役職に限定せず女性の登用に努めること。

(状況報告)

第5条 審議会等を所管する課長等は、委員の改選等が生じた場合は、登用状況を別に定める様式により、男女共同参画主管課長に報告するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

綾瀬市審議会等の委員への女性の登用状況報告書

男女共同参画主管課長 殿

課長

「綾瀬市審議会等の委員への女性の登用推進要綱」第5条に基づき、次のとおり報告いたします。

年 月 日

審議会等名 []

年度

任 期 []

区 分	氏 名	所属する団体等名	備 考 (会長・副会長)

女性数(人)

比率 % 定数(人)

改選前の比率 %

※比率については、小数点以下2位四捨五入